

教職員の懲戒処分の指針（概要版）

R3. 3. 10 適用

非違行為の内容	免職	停職	減給	戒告
1 一般サービスに関する非違行為				
(1) 欠勤				
ア 正当な理由なく10日以内			●	●
イ 正当な理由なく11日以上20日以内		●	●	
ウ 正当な理由なく21日以上	●	●		
(2) 遅刻・早退(正当な理由なく勤務時間の始めと終わりに繰り返し勤務を欠く)				●
(3) 休暇の虚偽請求(傷病休暇又は特別休暇等について虚偽の請求等)			●	●
(4) 勤務態度不良(勤務時間中に職場からの離脱等により職務を怠る)			●	●
(5) 職場内秩序びん乱				
ア 上司等に対する暴行		●	●	
イ 上司等に対する暴言			●	●
(6) 虚偽報告(事実をねつ造して虚偽の報告)			●	●
(7) 違法な職員団体活動				
ア 同盟罷業, 怠業, その他の争議行為, 又は怠業の行為			●	●
イ 違法な行為を企て, 又は共謀し, そそのかし, あおり	●	●		
(8) 政治的目的を有する文書の配布				●
(9) 秘密漏えい				
ア 職務上知ることのできた秘密を故意に漏らし, 公務の運営に重大な支障(自己不正利益目的は免)	●	●		
イ 職務上知ることのできた個人の秘密に属する情報を漏らす		●	●	●
ウ 情報セキュリティ対策のけ怠により秘密が漏れいし, 公務の運営に重大な支障		●	●	●
(10) 個人情報情報の紛失・盗難(重要な個人情報情報を重大な過失により紛失・盗難)			●	●
(11) 個人の秘密情報の目的外収集(個人の秘密に属する文書等の収集)			●	●
(12) 営利企業等従事(許可なく営利企業等に従事)			●	●
(13) 公文書の不正な取扱い				
ア 偽造・変造・虚偽公文書作成・毀棄	●	●		
イ 決裁文書の改ざん	●	●		
ウ 公文書の改ざん・紛失・誤廃棄等		●	●	●
(14) 公印偽造・不正使用(公印を偽造又は不正に使用)		●	●	●
(15) 収賄(賄賂を受受し, 又はその要求若しくは約束をする)	●			
(16) 入札談合等に関する行為(談合を唆す, 予定価格等の入札等に関する秘密を教示)	●	●		
(17) セクシャル・ハラスメント(他の者を不快にさせる職場内外の性的な言動)				
ア 暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし, 又は職務上の立場を利用して強いて性的関係を結び若しくはわいせつな行為をする	●	●		
イ 相手の意に反することを認識の上で, わいせつな言辭, 性的な内容の電話, 性的な内容の手紙・電子メール等の送付, 身体的接触, つきまとい等の性的な言動を繰り返す ※相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患した場合	●	●	●	
ウ 相手の意に反することを認識の上で, わいせつな言辭等の性的な言動を行う			●	●
(18) パワーハラスメント				
ア パワーハラスメントを行ったことにより, 相手に著しい精神的又は身体的な苦痛を与える		●	●	●
イ パワーハラスメントを行ったことについて指導, 注意を受けたにもかかわらず, パワーハラスメントを繰り返す		●	●	
ウ パワーハラスメントを行ったことにより, 相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させる	●	●	●	
2 公の財産取扱い関係				
(1) 横領・窃取・詐取(公金又は公物を横領し窃取し又は欺いて交付させる)	●			
(2) 紛失(公金等を紛失)				●
(3) 盗難(重大な過失により公金等の盗難に遭う)				●
(4) 損壊(故意に職場において公物を損壊)		●	●	●
(5) 失火・爆発(過失により職場において出火, 爆発等を引き起こす)		●	●	●

非違行為の内容	免職	停職	減給	戒告
(6) 給与等の不適正受給(給与、諸手当等を不正に受給)			●	●
(7) 公金等処理不適正(自己保管中の公金の流用等公金等の不適正な処理)			●	●
(8) コンピュータの不適正使用(不適正な目的で使用し公務の運営に支障) コンピュータシステム等を故意に損壊、改ざん、又は情報を不正取得等	●	●	●	●
3 公務外非行関係				
(1) 放火・殺人	●			
(2) 傷害・暴行・けんか				
ア 人の身体を傷害	●	●	●	
イ 暴行を加え、又はけんかをした教職員が人を傷害するに至らなかったとき		●	●	
(3) 器物損壊(故意に他人の物を損壊)			●	●
(4) 横領・窃盗・強盗				
ア 自己の占有する他人の物(公金等を除く)を横領	●	●		
イ 遺失物、漂流物その他占有を離れた他人の物を横領			●	●
ウ 他人の財物を窃取	●	●		
エ 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取	●			
(5) 詐欺・恐喝(人を欺いて財物を交付させ、又は恐喝して財物を交付させる)	●	●		
(6) 賭博		●	●	
常習の場合	●	●		
(7) 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ等の所持、使用、譲渡等	●			
(8) 酩酊による粗野な言動等(酩酊して公共の場所や乗り物において迷惑行為)			●	●
(9) わいせつ行為等				
ア 暴行又は脅迫を用いてわいせつ行為	●			
イ 18歳未満の者に対して金品その他の財産上の利益を対償として供与し、又は供与することを約束して淫行	●	●		
ウ 痴漢行為、のぞき及び盗撮等のわいせつ行為	●	●	●	
4 交通事故・交通法規違反関係				
(1) 飲酒運転	●	●		
(2) 飲酒運転の同乗等(知りながら同乗、知りながら飲酒を勧める)	●	●		
(3) 飲酒運転以外での交通事故等				
ア 人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた(措置義務違反は免・停)	●	●	●	
イ 人に重大な傷害を負わせた(措置義務違反は免・停・減)		●	●	●
ウ 無免許運転、著しい速度超過等の悪質な違反(措置義務違反は停・減)		●	●	●
5 児童生徒に対する非違行為関係				
(1) 体罰等				
ア 児童生徒を死亡させ、又は重大な後遺症が残る傷害を負わせる	●			
イ 児童生徒に重傷を負わせる	●	●		
常習・悪質な場合	●			
ウ 上記以外の体罰		●	●	
常習・悪質な場合	●	●		
エ 侮蔑的な言動等により著しい精神的な苦痛を負わせる不適切な指導(※体罰の処分に準じて取り扱う)	※	※	※	※
(2) わいせつ行為等				
ア わいせつ行為	●			
イ わいせつな言辞等の性的な言動又はこれと同等の行為		●	●	
常習・悪質な場合	●			
6 監督責任関係				
(1) 指導監督不適正(管理監督者としての指導監督に適正を欠く)			●	●
(2) 非行の隠ぺい、黙認(非違行為を知得したにもかかわらず、隠ぺい、黙認)		●	●	